



厚生労働省  
広島労働局発表  
令和2年8月21日

広島労働局労働基準部賃金室  
室長 狭間英樹  
賃金指導官 坂本典枝  
(電話) 082(221)9244

## 広島県最低賃金については、現行どおり ～ 広島地方最低賃金審議会が答申～

広島地方最低賃金審議会（会長 <sup>みつい まさのぶ</sup>三井 正信（広島大学大学院教授））は、本年7月3日に広島労働局長（<sup>なかやま あきひろ</sup>中山 明広）から、「広島県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねて来ましたが、本日（8月21日）、広島県最低賃金（時間額 871 円）については、現行どおりとすることが適当である旨を答申しました。

同審議会では、県内の雇用情勢や本年7月22日に示された中央最低賃金審議会の「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」、賃金実態調査結果等の統計資料を基に慎重に審議を重ねた結果、前記の結論に至ったものです。

広島労働局としましては、この答申を踏まえ、本年度の広島県最低賃金の決定に係る手続を進めてまいります。

### 【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (答申)
時間額	793円	818円	844円	871円	現行どおり
引上げ額	24円	25円	26円	27円	
引上げ率	3.12%	3.15%	3.18%	3.20%	

広島県最低賃金が据え置きされれば、平成15年度以来、17年ぶり。